

植民地支配下朝鮮における言語支配の構造

——朝鮮語規範化問題を中心に——

三ッ井 崇

はじめに

異言語話者に対する日本語教育の問題は、当該言語話者の母語（＝第一言語）をどう扱うかという問題と常に背中合わせである。本稿は、この点について現代的課題としてではなく、歴史的観点から論じることを目的としている。

歴史的観点と言うとき、想起されるのは、日本の過去におけるアジア侵略の過程と日本語強制の事実であるだろう。近代日本植民地の言語問題について論じた近年の研究は、支配言語としての「国語」（＝日本語）と被支配言語としての植民地言語との関係性について、その序列化ないしは「国語」一元化の論理を批判的に検証している。なかでも、「国語」構築と対外膨脹政策の相互規定性について論じたイ・ヨンスク、安田敏朗の研究⁽¹⁾や、「国語」の論理と被支配言語規範化の論理との対抗関係を強調する安田、石純姫、陳培豊らの研究⁽²⁾は注目に値しよう。

本稿は、こうした研究動向を受け、被支配言語＝朝鮮語をめぐる言語支配の構造について探ることを目的としている。その際、題材を朝鮮語規範化過程をめぐる動態に設定したが、それは、朝鮮語規範化という事実に対して、支配者側、被支配者側の双方に関与の実態が認められ、日本語普及の背後で被支配言語がどのように扱われていたかを探るうえで好事例だと考えるからである。その意味で、日本語普及の歴史については、脇へ追いやることになるが、日本語普及政策と被支配言語との関係性を探る基礎作業となればと考えている。さっそく分析をはじめることにはしたい。

なお、本稿では、一貫して「朝鮮／朝鮮語／朝鮮人」という表現を用いるが、これは、日本における学術的慣用にもとづいて、超時代的な地理／言語／民族名称として用いているにすぎないことをあらかじめことわっておく。

1. 植民地下朝鮮における朝鮮語規範化の展開過程－政策と運動との関係性を中心に－

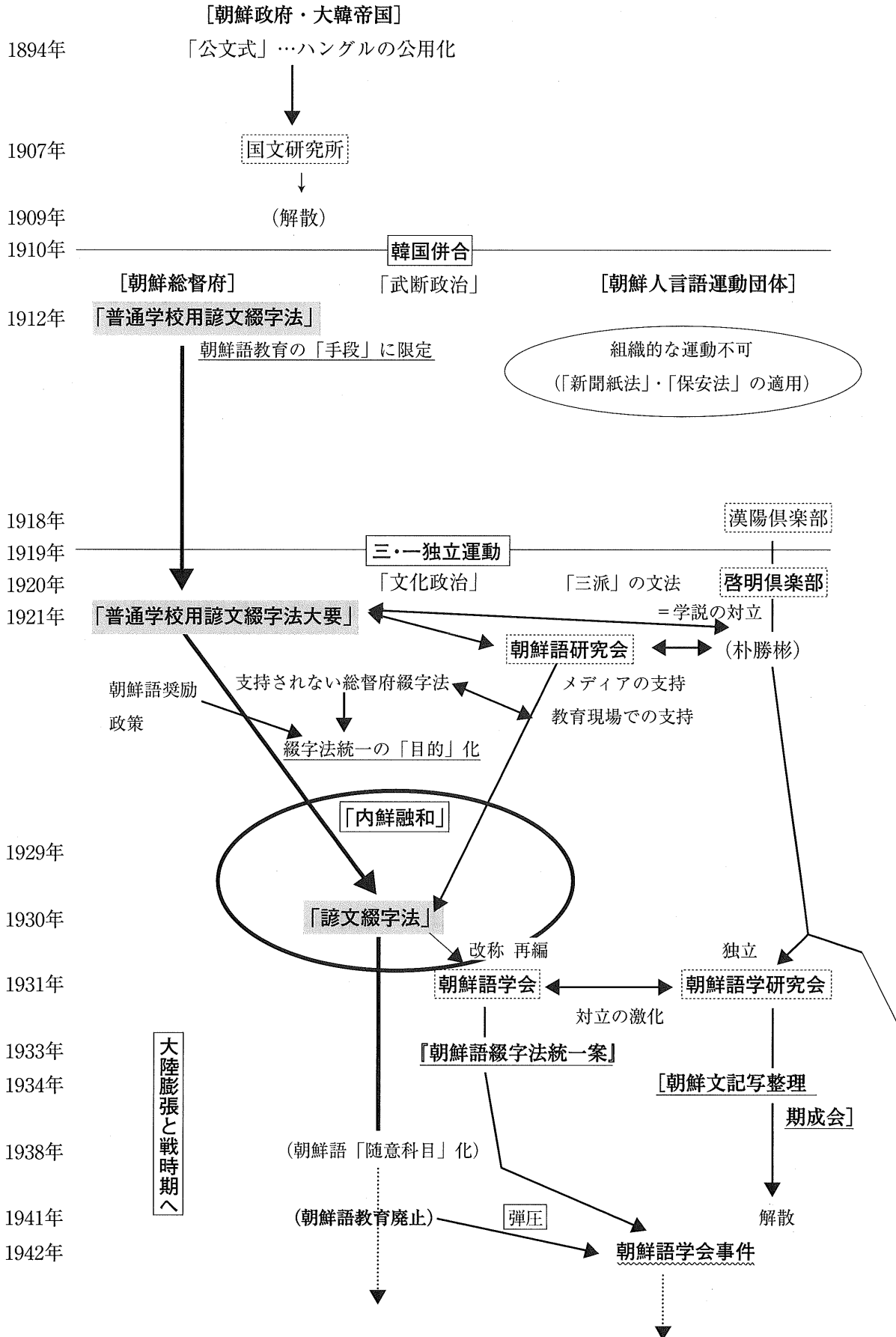
まずは、朝鮮語規範化をめぐる事実関係を概観してみよう⁽³⁾。【図】は、朝鮮語規範化をめぐる動態を示したものである。

朝鮮時代（李朝）末期には、甲午改革（1894年）とともに、朝鮮語綴字法の整理が国家的課題として認識されるようになった。とくに、大韓帝国期の1907年に、学部（文部行政を掌る役所）内に国文研究所が設置されたことは、その認識を強くあらわす事例であろう。

しかし、ほどなくして、朝鮮は日本の植民地に転落してしまう。1910年の韓国併合後、約10年間にわたる「武断政治」と呼ばれる支配体制のもとでは、朝鮮人による言論活動は、「新聞紙法」・「保安法」⁽⁴⁾などによって厳しく規制されており、朝鮮人の組織的活動は不可能な状態にあった。そのため、朝鮮語研究も進展せず、併合前から存在していた朝鮮語綴字法の整理という課題は、朝鮮総督府によって「継承」されることになった。これが、総督府の朝鮮語規範化政策のはじまりである。

総督府が朝鮮語の規範化に取り組んだのは、その主管が学務局であったことからわかるとおり、朝鮮人児童／生徒に対する朝鮮語教育の手段－朝鮮語教科書編纂－としてであった。そして、その嚆矢が「普通学校用諺文綴字法」（1912年）の制定である。しかし、その内容は、現場の教師から批判を受けるほどであり、また、朝鮮語教育の範囲外では、ほとんど顧みられなかったこともあり、総督府制定の綴字法規定（以下、総督府綴字法）の威信は低かった。

【図】植民地下朝鮮における朝鮮語規範化の流れと構造（綴字法問題を中心に）



総督府が、このような綴字法の改正を試みたのは、三・一独立運動（1919年）後の教育制度改正と教科書改訂作業に付随してのことであり（「普通学校用諺文綴字法大要」（1921年））、いわゆる「文化政治」期のことであった。しかし、この改正綴字法も学務局自らが認めるとおり、多くの内容的課題を残していた。

「文化政治」期には、朝鮮人による言論・集会活動への規制が緩められたこともあり、こうした総督府の朝鮮語規範化政策の一方で、朝鮮人による朝鮮語規範化運動が本格化しはじめた。1921年の朝鮮語研究会の創立や、啓明倶楽部を母体とした朴勝彬の言論活動がその典型である。また、この朝鮮語規範化運動は、その担い手の多くに現職教員を含んでおり、その影響力は教育現場にまで浸透した。さらに、新聞・雑誌等の「朝鮮語で書く」メディアの成長と、同時期に開始された総督府による日本人官吏への朝鮮語奨励策の展開などにより、朝鮮語綴字法問題が官民両辺において一層クローズアップされることになったのである。

こうした状況下、改正したはずの総督府綴字法は、ふたたび批判的となる。肝心の朝鮮語教育の場に置いて支持されないばかりか、朝鮮人知識人の厳しい批判の対象となった総督府綴字法は、社会における「朝鮮語で書く」場の拡大にともない、さらなる威信の向上が要求された。総督府にとって、朝鮮語綴字法の統一という問題は、もはや朝鮮語教育の手段としての側面だけでなく、綴字法整理という行為それ自体が目的化したのである。そして、その対処法は、社会において大幅な支持を取り付けていた朝鮮語研究会系の人士の手を借りて、大幅な改正に踏み切るというものであった。それが、1930年における「諺文綴字法」への改正であった。

この改正は、総督府側にとっては、総督府綴字法の威信の向上を意味した。教員の多くは、自らがこれまで支持してきた民間研究者（朝鮮語研究会）の案が大幅に採用されていることを理由に、準拠の必要性を訴えていく。教育現場への普及は、朝鮮語研究会にとっても、自身の案の威信を結果として高めていく契機となり、1931年に朝鮮語学会と改称、組織改編後に、自らの案の修正作業を進めていく際の原動力ともなった。しかし、こうした状況は、朝鮮語規範化運動のあり方を再編することにもなった。それまで、総督府綴字法と朝鮮語研究会案の双方に対抗してきた朴勝彬を支持するグループが、1931年に朝鮮語学研究会を創立、朝鮮人どうしでの対立を激化させるもう一方の存在として機能していくことになるのである。

しかし、1930年代以降の社会情勢は、大陸膨脹と戦時体制へのプロセスを歩んでいくものであった。1930年代前半以降、民間の文字普及運動は弾圧され、38年以降の「皇民化政策」期には、教育課程における朝鮮語の「随意科目」化（1938年）、廃止（1941年）が進行してだけでなく、民間新聞の強制廃刊（1941年）など、「朝鮮語を書く」機会そのものが縮小、消滅させられていくのである。つまり、朝鮮語の規範化という行為そのものが、当局側にはほとんど意味を持たなくなったのであり、それに並行して、朝鮮人の運動団体も消滅していくことになる。1942年の朝鮮語学会事件は、その代表的事例であった。

2. 朝鮮語規範化をめぐる動態とその性格—「支配—被支配」の力関係—

上で述べた展開過程からは、朝鮮語規範化をめぐる動きが、常に総督府の政策を軸にして存在していたことがわかる。そして、この点がもっとも顕著にあらわれたのが、1930年改正の「諺文綴字法」をめぐる動きである。以下では、この点に注目して、規範化をめぐる動態について、もう少し詳しく確認していくことにしたい。

(1) 朝鮮語教育をめぐる思惑の相違と朝鮮語綴字法問題

まず、1927年に元京城高等普通学校教員李完応が次のように述べていることに注目したい。

[……] 茲に一つ不思議で堪らぬ事がある。それは他ではない。当局は何が故に必須科目であり、然も朝鮮人に取りては重要科目の一つである朝鮮語科を継子扱ひ否どうでも好い式に扱ふかといふことである。即ち普通学校では一週五時間乃至四時間、中等学校では三時間乃至二時間といふ貴重な時間を之に費しながらそれだけの効果を取むるに努力しないことは抑々何が為めであらう。朝鮮語が朝鮮人に不必要である根本的に否定すればイザ知らず、既にその必要を認め多くの時間を費す所の必須科目と認めてをる以上、宜しく之が善導発達を図り所期の目的を達するに努むべきである。試みに過去の歴史に徴すれば高等普通[学校]に於ては他の科目は殆ど全部に亘り毎年打合会を開き全鮮に於ける高等普通学校の夫々の学科主任を会合せし

め各々研究した事項を発表し、又は教授方法などを打合せその科の統一を図りつゝあるにも拘らず、独り朝鮮語科のみは未だ嘗て一回の会合を見ないのみか、京城府の如き同一地域内に於ける教授者の会合すら之を見なかつたのである。

普通学校に於ても亦然りで、毎年各地に開かる普通学校教員の各種の講習会に於ても朝鮮語科なるものは本科目としては勿論、科外講演すらあつたことを未だ嘗て耳にしないのである。また同一府郡内の研究教授に於ても朝鮮語科は殆ど眼中に置いてゐない様である⁶⁾。

「継子扱ひ否どうでも好い式」という表現に、李の当局側への不満がはっきりとあらわれていよう。李のこの言辞は、「唯現制度に於て当然為すべき事を為さざる当局」⁶⁾への批判であり、また、あからさまな形ではあらわれないが、朝鮮語教育が「朝鮮人に取りては重要科目の一つ」とするあたりに、朝鮮人と朝鮮語の結びつきを信じて疑わない姿勢を読み取ることもできるだろう。

朝鮮人児童／生徒に対する朝鮮語教育の性格を一言で説明するなら、その公式的意味は、「国語」教育の付随物ということになる。とりわけ初等教育において、朝鮮語教育が常に「国語ト聯絡ヲ保」⁷⁾つことを制度的に要求されていた点は、それが、「国民タルノ性格ヲ涵養」⁸⁾するための手段であり、また普及行為そのものが目的であった「国語」教育の補助作業でしかなかったことを意味している⁹⁾。例えば、総督府綴字法には、必ず日本語音の表記に関する項目が存在したことが、そこには、日朝両語の音韻体系の差異にもかかわらず、日本語音の忠実な表記を徹底しようという意図が見え隠れしている、朝鮮語教育の手段としての総督府綴字法がその一面において「国語」教育の媒体としての意味を持ったことを意味していよう。

李の眼に「継子扱ひ否どうでも好い式」と映ったのは、朝鮮語教育が必須科目として存在しているにもかかわらず、その質があまりにも低いという点であった。自ら朝鮮語教授の経験をもつ李のこぼの意味は大きい。それは、当時の朝鮮語教育が、いかに朝鮮人の思惑とはずれたものであったかを示唆するものでもある。朝鮮語教育の公式的意味、すなわち総督府側の思惑が先のようなものである一方で、「朝鮮人に取りては重要科目の一つ」であるというとき、朝鮮人側が朝鮮語教育に期待したものと一体何であるのか。李は、先の批判文の末尾を「要するに学政当局者は今少しく真に朝鮮を思ひ朝鮮人の将来を思うて、朝鮮語の統一を図り健全なる発達を遂げしむるに努められんことを望むのみである」¹⁰⁾と締めくくった。つまり、「現制度に於て当然為すべき事」というのは、朝鮮語の統一、すなわち規範化だと李は主張しているのである。もちろん、この発言が、綴字法に対する社会の高い関心事となっていた1927年時点でのものであることに留意しなければならないが、少なくともこの時点において、朝鮮人にとっての朝鮮語教育の重要課題は、規範言語としての朝鮮語の教授なのであった。総督府側と朝鮮人側との思惑のずれは、このような形で露見したのである。李の批判は、朝鮮語教育の制度的存在を利用した当局側への揚げ足取りとも言えるが、とにかく、総督府側は、従来の朝鮮語教育の目的を堅持しつつも、このような批判への対応を余儀なくされたと考えられる。そして、朝鮮人の朝鮮語規範化運動が、言論・教育の両面において密接に結びついていたことをあわせて考えたとき、1930年に総督府によって「諺文綴字法」への改正がおこなわれたことは、朝鮮語教育の「改善」を可視化して示す一方法ともなったと考えられる。もっとも、すでに「普通学校用諺文綴字法」(1921年)は、教育面のみならず社会面においても、ほとんど支持が得られていなかったこともあり、内容面からみても、批判を極力かわすためには、具体的な対応策として、綴字法改正へ踏み切ることは必至であった。

(2) 「内鮮融和」の産物としての「諺文綴字法」(1930年)とその「副産物」

総督府は、自らの主導でこのような課題を克服しなければならなかった。よって、綴字法改正の審議は、前二回のときと比べて慎重を期していた。とくに、審議に際しては、従来とは異なり民間の研究者を多数招請しており、その結果、内容面においても、従来より大きな変化を遂げた。

招請された民間研究者の多くは、朝鮮語研究会(1921年創立、のちの朝鮮語学会)の見解を支持していた者だった。それゆえ、改正綴字法には、彼らの見解が大幅に採用されたのだが、彼らの審議への参加の意図は、まさに朝鮮人児童／生徒に対するハングル普及という課題意識と朝鮮語の「統一」による民族文化の向上という言語ナショナリズムに支えられていた。もっとも、このような形で規範化作業に関与することは、必ずしも朝鮮人側に

とって本意ではなかった。1928年5月末から開かれた諺文綴字法調査会の直前に、『朝鮮日報』は社説で、

二千三百万人の自然の方言である朝鮮語の綴字法改正は、誰によって鞅掌されるかは別問題としても、その民族文化上に影響する作用は、決して無関心を許さないのである⁽¹¹⁾。

と述べるが、この言辞は、「名を捨て実を取る」心理的葛藤のあらわれであった。つまり、総督府側は、朝鮮人側の課題意識と言語ナショナリズムを動員する形で綴字法改正を推し進めたのである。それは、

凡そ言語は国民文化の進歩に伴つて変遷して往くものでありまして、之を表現する綴字も亦之に随伴して改良せられるに至りますことは、敢て言を俟たざる所であります。故に文明諸国に於ては、時運の推移と学理の進歩とに応じて、言語表現の綴字を改良して国民の使用に適せしめて居ることは、今更申し上ぐる迄もないのであります。[……] 朝鮮語の変遷に伴ふ諺文綴字法の改変に至りましては、諺文使用者の独自の見解に基いて之を行つたと云ふ状態で経過致しましたるが故に、今日では帰一する所を知らざる状態に陥つたのであります。斯る現状にある諺文綴字法を適当に整理し統一することは諺文の普及発達の上から申しまして、又朝鮮文化の進展の上から申しまして、実に緊要の事であると存するのであります⁽¹²⁾。

という学務局長事務取扱松浦鎮次郎のあいさつのことばからもわかる。言語と「国民文化」の関係性のアナロジーを、朝鮮語と「朝鮮文化」の関係性においても適用する、つまり、朝鮮語をナショナルな存在として公式的に認めてしまうことにより、朝鮮人側への「配慮」を示したのである。

総督府綴字法は、威信の向上を喫緊の理念的課題としており、さらなる内容の改正という実務的課題の解決は、同時代的な綴字法問題に対する関心の高まりからも、完成した綴字法規定が周囲からの批判を免れうるものでなければならなかった。その課題をクリアするためにも、当時、一定の組織力を持ち、メディアのかなりの部分から大きな支持を受け、なおかつ、会員のほとんどが現職教員として影響力を持っていた朝鮮語研究会員の存在を無視することはできなかったのである。

一方、形態としては、総督府学務局主導で審議がおこなわれなければならない、朝鮮語、「朝鮮文化」、ひいては「朝鮮民族」の一体性を想起させる松浦（＝学務局）のロジックは、支配者側の目的を貫徹させるための、いわばリップサービスであり、総督府側が、「民意」を大幅に反映する形で、綴字法の統一をおこなうことは、自らの政策遂行の貫徹度を高めることを論理的には意味した。その意味において、朝鮮人の民族意識に訴えることは戦略として重要な意味を持った。

そもそも、ナショナルなはずの朝鮮語を整理統一し、非「文明」言語を「文明」言語へと「上昇」させる主体は、あくまで学務局、すなわち支配者たる総督府でしかなかったものであり、綴字法改正審議は「官民互ニ胸襟ヲ披キテ協力一致朝鮮ノ文化ヲ向上セシメ文明的政治ノ基礎ヲ確立シ [……]」⁽¹³⁾という「内鮮融和」のスローガンどおりに展開された政策的事実の一環であったと言える。そして、この審議の場こそは、絶対的な支配—被支配の力関係に裏打ちされた総督府の言語支配の場であって、そこに、「朝鮮語の将来」に対する決定権を総督府側が握るという言語支配の構造を見てとらざるをえないことは言うまでもない。

しかし、この審議の場が持つ重要性は、これだけではない。改正綴字法の成立は、以後、展開される朝鮮人の規範化運動のあり方をも規定してしまったことは先に述べたとおりである。以後の朝鮮語規範化運動の一面において、つねにこの改正綴字法をめぐる支持と批判の意識が交錯することになる⁽¹⁴⁾。これは、まさに上で述べてきたような改正綴字法審議をめぐる動態が生み出した「副産物」なのであった。

(3) 朝鮮語学会事件（1942年）

朝鮮語学会事件も、また朝鮮語規範化運動のあり方が、支配権力によって左右されたことを示す一事例であった。事件の詳細については、別稿に譲ることにして、ここでは簡単な経緯のみを記しておく。

1930年代後半以降、「皇民化政策」の展開と戦時体制への突入という時代状況のもと、1942年9月から翌年3月にかけて、朝鮮語学会員33名が治安維持法違反のかどで警察に検挙された。折りしも、朝鮮語学会は朝鮮語辞

典の編纂が修了段階にまで差しかかるというときで、いわば学会にとっての朝鮮語規範化の最終局面とでもいべき状況にあった。しかし、この事件によって、辞典原稿は押収されてしまったほか、学会の活動自体も実質停止してしまった。検挙された学会員のうち、2名が拷問に耐え切れず死亡するなど、その残酷さの極まりなさでも有名な事件である。

1943年の予審終結決定判決文を見ると、朝鮮語学会の活動は、「民族固有ノ語文ノ整理統一普及ヲ図ルノ一ノ文化的民族運動タルト共ニ最モ深謀遠慮ヲ含ム民族独立運動ノ漸進形態」⁽¹⁵⁾の一つであるとされている。そして、それを補強する「事実」として、次のようなことが述べられていることに気がつく。

昭和四年朝鮮総督府ニ於テ改正諺文綴字法ヲ発表シタル結果各方面ニ於テ右新綴字法ニ対スル研究熱ノ昂レルヲ奇貨トシ鮮内各地ニ諺文講習会ヲ開催シ諺文ノ講習ニ藉コシテ朝鮮民衆ノ民族意識ノ喚起昂揚〔揚?〕ヲ図ラムコトヲ企テ昭和六年七月〔……〕朝鮮語学会事務所内ニ会合シ右講習会ノ開催ニ付種々協議ヲ為スト共ニ該講習ニ当リ諺文ノ歴史性ヲ説キテ諺文カ朝鮮民族ト不可分ノ関係ニアルコト諺文ヲ研究スルコトカ即チ朝鮮民族精神ヲ維持スル所以ナルコトヲ強調シテ受講者ノ民族意識ノ喚起昂揚ニ努ムヘキコトヲ申合ワセタル上同年及翌昭和七年ノ各七、八月ニ亘リ〔……〕鮮内各地ニ於テ諺文講習会ヲ開催シ更ニ昭和九年夏同様ノ講習会ヲ開催セムトシタルモ当局ニ禁止サレテ之ヲ中絶スルノ止ムナキニ至リ〔……〕⁽¹⁶⁾

1930年の改正綴字法発表後、朝鮮人の民族意識を高揚させたことが、理由の一つとして挙げられているが、先に見たとおり、総督府は朝鮮人のこのようなナショナルな意識を動員することによって、綴字法改正にこぎつけたのであり、「諺文カ朝鮮民族ト不可分ノ関係ニアルコト」も学務当局は認めていたのである。もちろん、このような判決文の内容は、当局側の「本音」であると断言はできないにせよ、綴字法改正が成し遂げられるや、朝鮮人の言語ナショナリズムは「用済み」になったということを示している。朝鮮語学会事件の性格の一端はこのようなものであった。

むすびにかえて

以上、植民地下朝鮮における朝鮮語規範化問題を軸にした、朝鮮総督府の言語支配の構造について簡単に述べてきた。その構造は、時代的変容にともない、表面的にはさまざまな形をとったが、常に、朝鮮語規範化のあり方が、支配権力によって左右されていたことを本稿では確認した。もちろん、ここで念頭に置かねばならないのは、その過程が日本語普及の拡大という作業の背景として展開されていたことである。その意味において、本稿は、日本語と異言語との関係性を植民地期朝鮮という時間／空間のなかに探る材料を提供できたと考える。

もっとも、今日とは社会的政治的文脈が異なることは言うまでもない。しかし、今日、一部の政治的、あるいは「学問」を名乗るジャーナリスティックな言動を見ると、その過去をまたくりかえすのではないかという憂いは、決して取り越し苦労ではすまされない状況にある。本稿が明らかにした内容は、今日の言語教育の実践的取り組みに資することはないかもしれないが、過去の教訓として心に留めていただけることを願って、稿を閉じることとしたい。

[註]

- (1) イ・ヨンスク『「国語」という思想－近代日本の言語認識－』（岩波書店、1996年）、安田敏朗『帝国日本の言語編制』（世織書房、1997年）。
- (2) 安田敏朗『「言語」の構築－小倉進平と植民地朝鮮－』（三元社、1999年）、石純姫「植民地支配下朝鮮における言語の「近代化」と「ナショナリズム」」（『植民地教育史認識を問う』[植民地教育史研究年報02] 皓星社、1999年）、陳培豊『「同化」の同床異夢－日本統治下台湾の国語教育史再考－』（三元社、2001年）。
- (3) 以下、本章の記述は、三ッ井崇「朝鮮総督府「諺文綴字法」制定および改正の過程と意図に関する一考察」（『不老町だより』第4号、1999年）、同「朝鮮総督府「諺文綴字法」の歴史的意味－審議過程の分析を通して－」（『一橋研究』第25巻第1号、2000

新しい日本学の構築Ⅲ

- 年)、同「植民地期の朝鮮語問題をどう考えるかについての一試論－朝鮮総督府「諺文綴字法」を事例として－」(『言語と植民地支配』[植民地教育史研究年報03] 皓星社、2000年)、同「[「ハングル」に敗れた朝鮮語綴字法－朴勝彬と朝鮮語学研究会をめぐる二、三のこと－」(『ことばと社会』第6号、三元社、2001年)などの記述を参照している。
- (4) 日本の「保護国」下である1907年に制定された法律。植民地下においても効力を持っていた。
- (5) 李完応「朝鮮の学政当局は何故朝鮮語科を度外視するか」『朝鮮及朝鮮民族』第1集、1927年、141頁。なお、引用文中の傍点および[]は原則として引用者による。以下同じ。
- (6) 同上論文、143頁。
- (7) 明治44年朝鮮総督府令第109号「普通学校規則」1911年10月20日制定(『朝鮮総督府官報』1911年10月20日付)、大正11年朝鮮総督府令第8号「普通学校規程」1922年2月15日制定(同1922年2月15日付)、昭和13年朝鮮総督府令第24号「小学校規程」1938年3月15日改正(同1938年3月15日付)。
- (8) 同上。
- (9) もっとも、時には朝鮮語教育そのものが、「皇国臣民タルノ信念ヲ涵養センコトヲカムル」(前掲「小学校規程」という「重要な」任務を直接的に負わされたが、それも朝鮮語が必修科目でなくなって以降のことであったことから、逆の意味において付随物であったと言える。
- (10) 李完応前掲「朝鮮の学政当局は何故朝鮮語科を度外視するか」、143頁。
- (11) 「朝鮮語綴字法改正問題－徹底した改正を促す－」『朝鮮日報』1929年5月28日付(朝鮮文)。
- (12) 「諺文綴字法調査会」『朝鮮』昭和4年7月号、1929年、130～131頁。
- (13) 斎藤実「論告」『朝鮮総督府官報』1919年9月10日付。
- (14) 三ツ井崇前掲「[「ハングル」に敗れた朝鮮語綴字法－朴勝彬と朝鮮語学研究会をめぐる二、三のこと－」、72～74頁。
- (15) 「判決文(昭和十八年予第十一号予審終結決定)」『韓』第68号、1977年、102頁。
- (16) 同上資料、106～107頁。

【付記】 本稿は、財団法人松下国際財団2000年度前期研究助成による研究成果の一部である。

三ツ井 崇 (みつい たかし)

一橋大学大学院社会学研究科修士課程修了。一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程在学中。言語政治史・言語社会史(日本・朝鮮)専攻。論文に、「[「満鮮史」と朝鮮語学－白鳥庫吉の朝鮮語系統論をめぐる言語系統論と歴史観の問題について－」(『人民の歴史学』第138号、1999年1月)、「日本語朝鮮語同系論をめぐる政治性の諸様相－金沢庄三郎の言語思想と朝鮮支配イデオロギーとの連動性に関する一考察－」(『朝鮮史研究会論文集』第37集、1999年10月)、「朝鮮総督府「諺文綴字法」の歴史的意味－審議過程の分析を通して－」(『一橋研究』第25巻第1号、2000年4月)、「政治思想史的言説としての朝鮮語系統論－日本の朝鮮支配との関連で：1910年代－」(『日本文化学報』第9輯、2000年8月)、「植民地期の朝鮮語問題をどう考えるかについての一試論－朝鮮総督府「諺文綴字法」を事例として－」(『言語と植民地支配』[植民地教育史研究年報03] 皓星社、2000年11月)、「白鳥庫吉の歴史認識形成における言語論の位相－朝鮮語系統論と朝鮮史認識をめぐる言説から－」(『史潮』新48号、2000年11月)。